

令和8年度「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」支援業務 受託候補者選定要項

(目的)

第1条 この要項は、京都市が生きものむすぶ・みんなのミュージアム（以下「ミュージアム」という。）事業に係る業務（以下「業務」という。）の委託に当たり、業務の品質を確保するとともに、事業の目的及び内容を効果的に実現するため、業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 受託候補者は、業務に対する提案内容を重視するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市契約事務規則第28条第2項、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第3条2項及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に基づき、プロポーザル方式によって選定する。

(選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、『令和8年度「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」支援業務受託候補者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 3 選定委員会には、委員長を置き、委員長は環境政策局環境企画部環境保全創造担当部長が務める。
- 4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 選定委員会は、非公開とする。ただし、委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。
- 6 選定委員会の庶務は、環境政策局環境企画部環境保全創造課において行う。
- 7 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、選定委員会において定めるものとする。

(受託候補者の選定方法)

第4条 選定委員会では、受託希望者から提出された企画提案書等の内容について、受託候補者選定審査基準（別表2）に基づき審査し、各選定委員が選定審査表（別表3）により採点した合計点が、京都市が設定した最低基準（選定委員4名の総合計400点のうち240点）以上の者のうち最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託希望者が1者の場合にあつては、最低基準以上であることを条件とし、本業務委託を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるか否かを総合的に判断したうえで、受託候補者として選定する。

- 2 前項の規定により審査した結果、審査点の総合計が最も高い者が2者以上となった場合は、見積金額が最も低い者を選定することとし、見積金額も同額である場合は、くじ引により受託候補者を選定する。
- 3 京都市は、選定委員会の選定結果に基づき、受託候補者を決定する。
- 4 選定結果は、受託希望者に対し、選定後1週間以内に書面で通知する。選定結果の通知が、やむを得ない事情により遅れる場合には、全ての受託希望者に電子メール又は電話により連絡する。

なお、通知内容に疑義があり、理由の説明を求める場合は、選定結果の通知が届いてから土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く5日以内に、書面により説明を求めること。その際、様式は任意とし、京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課に提出すること。

(その他)

第5条 この要項において別に定めることとされている事項及びこの要項の実施に関し必要な事項は、第3条に規定する委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要項は、決定の日から施行する。

(別表1) 選定委員会の委員

環境政策局	環境企画部	環境保全創造担当部長
環境政策局	環境企画部	環境保全創造課長
環境政策局	環境企画部	環境保全創造課 生物多様性・環境創造担当課長
環境政策局	環境企画部	環境総務課 企画調整・人材育成・監察担当課長

(別表 2)

受託候補者選定審査基準

審査項目	配点	審査基準
(1) 提案内容	10	①事業への理解度及び実現可能性 本事業の目的や背景・趣旨を的確に把握、理解し、取組方針を立てているか。また、具体的で実現性の高い提案となっているか。
	15	②キュレーターの拡大 ・キュレーターの養成講座は、本事業の目的を達成するために効果的なものとなっているか。 ・キュレーターの活動を発信する仕組みや文化や暮らしと自然や生きものとの関係性を可視化する仕掛けは、キュレーターの活動の効果性を高めるとともに、キュレーターが更なるキュレーターを呼び込む循環を生み出すことを見据え、効果的な仕組みとする工夫が図れているか。
	15	③体験の機会の創出 ・創出する体験の機会は、文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気付き、行動に移すきっかけとなることが期待されるか。 ・創出する体験の機会は、令和9年度の本格的な運用開始に向け、象徴的事例となることが期待されるか。
	10	④交流拠点の登録 ・登録する交流拠点は、参加者が気軽に訪ね、交流し、学び合えることが期待されるものか。 ・交流拠点への支援は、交流拠点への登録を促し、交流拠点が本事業の目的に沿って推進されることが期待されるか。
	10	⑤活動の支援制度のテスト運用 ・生物多様性への貢献度の見える化に係る評価制度について、効果的な提案となっているか。 ・金銭的支援制度は、効果的かつ持続的な手法であり、財源の確保等、実現性の高い提案となっているか。
	10	⑥ポータルサイトの整備の提案 ・整備するポータルサイトは、本事業の目的や狙いを十分に踏まえたものであり、本事業の内容を効果的に掲載・発信することができるものであるか。 ・整備方針に沿った提案となっているか。
	5	⑦多様な主体を巻き込むイベント 効果的に多様な主体を巻き込めるものであるか。
(2) 実施体制	10	・仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる体制か。

(3) 業務実績	5	<ul style="list-style-type: none"> ・類似又は関連する業務実績を有しているか。 ・複数の事業者による共同提案については、コンソーシアムを構成する一部の事業者に実績があれば、該当項目に加点する。
(4) 見積金額	5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画に応じた見積金額となっているか。
(5) 市内拠点等	5	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業、又は市内に本拠を置く団体か。 ・社会課題に関する認証（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（KES 等）など）を取得しているか。 ・複数の事業者による共同提案については、コンソーシアムの代表となる事業所で判断する。

審査項目(1)及び(2)の配点の目安は以下のとおり

判定		A 極めて良好	B 良好	C 適当	D やや不十分	E 不十分
配点	15	15	12	9	6	3
	10	10	8	6	4	2
	5	5	4	3	2	1

審査項目(3)、(4)及び(5)は、以下の審査基準に従い、点数を決定する。

審査項目	審査基準
(3) 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に本業務に類似する業務実績を有しているか。(5点) ・5年以内に本業務内容に関連し、本業務内容の実現に資する業務実績を有しているか。(3点) ・類似又は関連する業務実績を有していない。(0点)
(4) 見積金額	$\frac{\text{全受託希望者中の最低見積金額}}{\text{各受託希望者の見積金額}} \times 5 \text{点}$ ※ 小数点以下は切捨て
(5) 市内拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であるか。(2.5点) ・社会課題に関する認証（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（KES 等）など）を取得しているか。(2.5点)

(別表3)

選 定 審 査 表

委員名	
-----	--

委託業務名：令和8年度「生きものむすぶ・みんなのミュージアム事業」支援業務
 提案企業（団体）名：_____

審査項目	各評価における審査点					審査点
	A	B	C	D	E	
(1) 提案内容						
①事業への理解度及び実現可能性 本事業の目的や背景・趣旨を的確に把握、理解し、取組方針を立てているか。また、具体的で実現性の高い提案となっているか。	10	8	6	4	2	
②キュレーターの拡大 ・キュレーターの養成講座は、本事業の目的を達成するために効果的なものとなっているか。 ・キュレーターの活動を発信する仕組みや文化や暮らしと自然や生きものとの関係性を可視化する仕掛けは、キュレーターの活動の効果性を高めるとともに、キュレーターが更なるキュレーターを呼び込む循環を生み出すことを見据え、効果的な仕組みとする工夫が図れているか。	15	12	9	6	3	
③体験の機会の創出 ・創出する体験の機会は、文化や暮らしと自然や生きものとのつながりに気付き、行動に移すきっかけとなることが期待されるか。 ・創出する体験の機会は、令和9年度の本格的な運用開始に向け、象徴的事例となることが期待されるか。	15	12	9	6	3	
④交流拠点の登録 ・登録する交流拠点は、参加者が気軽に訪ね、交流し、学び合えることが期待されるものか。 ・交流拠点への支援は、交流拠点への登録を促し、交流拠点が本事業の目的に沿って推進されることが期待されるか。	10	8	6	4	2	
⑤活動の支援制度のテスト運用 ・生物多様性への貢献度に見える化に係る評価制度について、効果的な提案となっているか。 ・金銭的支援制度は、効果的かつ持続的な手法であり、財源の確保等、実現性の高い提案となっているか。	10	8	6	4	2	
⑥ポータルサイトの整備の提案 ・整備するポータルサイトは、本事業の目的や狙いを十分に踏まえたものであり、本事業の内容を効果的に掲載・発信することができるものであるか。 ・整備方針に沿った提案となっているか。	10	8	6	4	2	
⑦多様な主体を巻き込むイベント 効果的に多様な主体を巻き込めるものであるか。	5	4	3	2	1	
(2) 実施体制	A	B	C	D	E	
仕様書に定められた業務を安定的に実施できる体制か。	10	8	6	4	2	

(3) 業務実績			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内に本業務に類似する業務実績を有しているか。(5点) ・ 5年以内に本業務内容に関連し、本業務内容の実現に資する業務実績を有しているか。(3点) ・ 類似又は関連する業務実績を有していない。(0点) 			
(4) 見積金額			
(全受託希望者中の最低見積金額) / (各受託希望者の見積金額) × 5点 ※ 小数点以下は切捨て			
(5) 市内拠点等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業又は京都市内に活動拠点を有する団体等であるか。(2.5点) ・ 社会課題に関する認証(これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム(KES等)など)を取得しているか。(2.5点) 			
合 計		100点(満点)	